平成２８年（フ）第１０号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木972番地３
債務者　小林　新一
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３７号
愛知県あま市甚目寺稲荷40番地　レオパレス甚目寺102号、従前の住所愛知県あま市甚目寺山之浦111番地　メルコビル502号
債務者　Ｋ．Ｆ．ファイこと　古屋　勝子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４号
静岡県伊東市玖須美元和田716番地の554
債務者　髙嵜和比己
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋賢太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字内池120番地（５Ｂ）、前住所愛知県蒲郡市金平町開戸24番地
債務者　村上沙知子（旧姓壁谷）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月24日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
京都府南丹市園部町竹井畦田27番地
債務者　小寺　康久
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐竹　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８号
秋田県横手市朝日が丘３丁目13番１号　県営住宅１－302
債務者　木曽　　茂
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第５号
三重県志摩市阿児町国府725番地５
債務者　植垣　奈央
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
埼玉県熊谷市上新田192番地
債務者　市川　由利（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３９号
埼玉県羽生市大字弥勒1714番地
債務者　原　　京子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１６号
山形県米沢市通町３丁目８番77－３号
債務者　藏田　恵子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１７号
群馬県高崎市浜川町2166番地６
債務者　小林　　保
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５５号
埼玉県所沢市西住吉７番19号　田村荘12
債務者　根間　栄俊
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５８号
埼玉県富士見市大字鶴馬3566番地７　シティハイツ鶴瀬201、前住所埼玉県川越市大字藤間60番地１　ＳＳＳ川越第２寮
債務者　浅野　要作
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６１号
埼玉県ふじみ野市築地２丁目５番地10　東荘201号
債務者　川畑美代子（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５２７７号
大阪市西淀川区福町１丁目12番34―1108号
債務者　元気屋こと　畑　　潤一
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３１３号
大阪市西淀川区佃２丁目２番70号
債務者　近藤喜一郎
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５７８号
大阪府守口市梅町３番11－301号、前住所大阪府門真市上野口町46番33号
債務者　仲山　友子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部